

理 由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、放送大学学園法の全部を改正し、放送大学の設置主体について、従来の特殊法人から学校法人への転換を図ることにより、その運営の効率化等を推進し、生涯学習の中核的機関として国民の多様な学習に対する需要により一層適切にこたえていく必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。